

令和4年7月 29 日  
記者発表資料

## 令和3年度大気環境、水環境の状況等（概要）

県は、国及び政令市と連携し、大気環境及び水環境の調査と、ダイオキシン類などの化学物質調査を行っています。このたび、令和3年度の測定結果をとりまとめましたので、その概要をお知らせします。

### 1 令和3年度大気環境の状況について（別紙1）

#### (1) 大気汚染物質の測定結果

県内 92 の常時監視測定局で大気汚染状況を確認するために測定を行いました。

- 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) は、有効測定局\*86 局すべてで環境基準を達成しました。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) は、有効測定局\*90 局すべてで環境基準を達成しました。
- 微小粒子状物質 (PM2.5) は、有効測定局\*69 局すべてで環境基準を達成しました。
- 光化学オキシダント (Ox) は、測定局 61 局すべてで環境基準を達成しませんでした。
- 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) は、有効測定局\*52 局すべてで環境基準を達成しました。
- 一酸化炭素 (CO) は、有効測定局\*17 局すべてで環境基準を達成しました。

※ 有効測定局: 環境基準の評価対象となる測定局

#### (2) 有害大気汚染物質等モニタリング調査の結果

県内 21 地点で、人への健康リスクが高いと考えられる物質の測定を行いました。

- 環境基準が設定されているベンゼン等4物質は全地点で環境基準を達成し、指針値が設定されているアクリロニトリル等 11 物質は全地点で指針値を下回りました。

### 2 令和3年度水環境の状況について（別紙2）

#### (1) 公共用水域（河川、湖沼、海域）の測定結果

県内 63 水域 150 地点で公共用水域の水質汚濁状況を監視するために測定を行いました。

- 人の健康の保護に関する環境基準が設定されているカドミウムなど 27 項目のうち、砒素(ひそ)が河川の2地点で火山地帯の自然的要因により環境基準を達成しませんでした。が、その他の項目はすべての地点で環境基準を達成しました。
- 生活環境の保全に関する環境基準が設定されている生物化学的酸素要求量(BOD) 又は化学的酸素要求量(COD)は、63 水域中 55 水域で環境基準を達成しました(達成率 87.3%)。

#### (2) 地下水の測定結果

県内 285 地点(定点調査 77 地点、メッシュ調査 108 地点、継続監視調査 100 地点)で地下水の水質の状況を監視するために測定を行いました。

- このうち、定点で地下水の水質の経年変化を把握している定点調査において、地下水の水質に関し、環境基準が設定されているカドミウムなど 28 項目は、77 地点中 76 地点で環境基準を達成しました(達成率 98.7%)。

### 3 令和3年度化学物質調査の結果について（別紙3）

#### (1) ダイオキシン類の測定結果

大気、公共用水域(水質及び底質)、土壌並びに地下水の全 159 地点において調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

#### (2) 化学物質環境モニタリング調査の結果

界面活性剤など8物質について、県内の 10 河川で水質調査、2河川で底質調査を行った結果、評価基準値(水道水質基準値等)のある物質については、いずれも評価基準値を下回っていました。

#### 問合せ先

---

神奈川県環境農政局環境部大気水質課

課長 関 電話 045-210-4120

大気環境グループ 長沼 電話 045-210-4111

水環境グループ 秀平 電話 045-210-4123

## 令和3年度大気環境の状況について

県並びに大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市は、同法に基づいて、二酸化窒素等の大気汚染物質についての常時監視測定と、ベンゼン等の有害大気汚染物質等モニタリング調査を行いました。

### 1 大気汚染物質の常時監視測定結果の概要

県内 92 の常時監視測定局（一般局<sup>注1</sup>及び自排局<sup>注2</sup>）で、大気汚染状況を確認するための測定を行いました。

#### ○ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

- 測定を行った 88 局のうち、環境基準の評価対象となる年間 6,000 時間以上測定した、86 局すべてで環境基準を達成しました。（図 1）
- 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にあります。（図 2）
- 一般局については、前年度に引き続き県の環境目標を達成しました。

#### ○ 浮遊粒子状物質 (SPM)

- 測定を行った 90 局すべてで長期的評価により環境基準を達成しました。（図 3）
- 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にあります。（図 4）

#### ○ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

- 測定を行った 70 局のうち、環境基準の評価対象となる年間 250 日以上測定した、69 局すべてで環境基準を達成しました。（図 5）
- 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にあります。（図 6）
- PM<sub>2.5</sub> 濃度が高くなるおそれがあるとして注意喚起を行った日はありませんでした。

#### ○ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

- 測定を行った 61 局すべてで環境基準を達成しませんでした。なお、昭和 40 年代に測定を開始して以降、基準を達成した局はごくわずかです。また、全国の環境基準の達成状況も極めて低い水準となっています。
- 光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標（日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値）は、近年、低下傾向にありますが、「平成 28 年度から平成 30 年度」以降は鈍化しています。（図 7）
- 光化学スモッグ注意報の発令日数は 6 日で、被害届出者数は 4 人でした。（図 8）

#### ○ 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

- 測定を行った 52 局すべてで環境基準を達成しました。なお、平成 27 年度に箱根山大涌谷周辺の火山活動の影響により 1 局非達成となったことを除き、昭和 55 年度から全測定局で環境基準を達成しています。
- 年平均値は、近年、横ばいで推移しています。（図 9）

#### ○ 一酸化炭素 (CO)

- 測定を行った 17 局すべてで環境基準を達成しました。なお、昭和 57 年度から全測定局で環境基準を達成しています。
- 年平均値は、近年、横ばいで推移しています。（図 10）

## 2 有害大気汚染物質等<sup>注3)</sup>モニタリング調査結果の概要

県内 21 地点で、人への健康リスクが高いと考えられる物質の測定を行いました。

### (1) 環境基準設定物質（ベンゼン等 4 物質）

- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンとも、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成しました。
- 地点属性ごとの年平均値は、近年、ほぼ横ばいで推移しています。（図 11～図 14）

### (2) 指針値<sup>注4)</sup>設定物質（アクリロニトリル等 11 物質）

- 測定を行ったすべての地点で指針値を下回りました。

### (3) その他物質（クロム及びその化合物等 6 物質）

- 令和 2 年度の全国平均値と比較してほぼ同等の値でした。

## 3 今後の取組み

### (1) 常時監視結果の県民等への情報提供

- 大気汚染防止法に基づく大気環境の調査結果について、県民等へ分かりやすい情報提供に努めます。光化学オキシダントに係る情報提供のほか、平成 21 年 9 月に環境基準が設定された PM2.5 については、今後も朝 8 時及び午後 1 時の高濃度予報等の情報提供を継続します。

### (2) 微小粒子状物質 (PM2.5)、光化学オキシダント(Ox)の大気汚染対策

- 微小粒子状物質 (PM2.5) については、環境基準が設定されて以降、順次測定を開始し、平成 25 年に顕在化した大陸での著しい大気汚染問題を受けて、当初 9 局だった測定局を 70 局まで整備しました。PM2.5 は、6 年連続で全測定局で環境基準を達成していますが、測定年数が浅いため、引き続き基準達成を維持できるよう、国や近隣自治体と協力しながら、高濃度の発生状況の整理や発生源の解明に向けた調査を行っていきます。また、事業者の自主的な揮発性有機化合物排出抑制の取組の推進や自動車排出ガス対策などの取組を継続していきます。
- 光化学オキシダントについては、全国的にも環境基準の達成状況が極めて低い水準となっており、国と県では、光化学オキシダントの原因物質の削減による対策の効果について検討を進めています。

本県では、光化学スモッグ注意報発令時に、被害防止対策や主要ばい煙排出者への削減要請など、緊急時措置を実施します。

また、発生源対策として、国の検討を参考にしつつ、大気汚染防止法及び県・市で定める条例<sup>注5)</sup>に基づき、揮発性有機化合物や二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) を含む窒素酸化物の排出抑制に係る事業者の取組みを促進するほか、「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」に基づき、自動車排出ガス対策を進めます。

---

#### 注 1) 一般環境大気測定局（一般局）

人が常時生活し活動している地域全体の大気環境の状況を監視するための測定局（市役所など地域を代表する地点に設置）

#### 注 2) 自動車排出ガス測定局（自排局）

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気環境の状況を常時監視するための測定局

#### 注 3) 有害大気汚染物質等

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの。有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」（ダイオキシン類を除く 20 物質）並びに「水銀及

びその化合物」の計 21 物質を測定対象としています。

**注 4) 指針値**

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値で、現に行われている大気モニタリング結果等の評価や事業者による排出抑制努力の指標として設定されています。なお、指針値を短期的に上回る状況があっても、直ちに人の健康に悪影響が現れるようなものと解するべきではないとされています。

**注 5) 条例**

横浜市では「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、川崎市では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」、その他の地域では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が適用されます。

【図表】

(参考) 環境基準達成状況

項目	令和3年度達成率(%) (達成局/有効測定局)			【参考】令和2年度達成率(%) (達成局/有効測定局)		
	一般局 <sup>注1)</sup>	自排局 <sup>注2)</sup>	計	一般局 <sup>注1)</sup>	自排局 <sup>注2)</sup>	計
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	100 (57/57)	100 (29/29)	100 (86/86)	100 (58/58)	100 (29/29)	100 (87/87)
浮遊粒子状物質 (SPM)	100 (60/60)	100 (30/30)	100 (90/90)	100 (58/58)	100 (29/29)	100 (87/87)
微小粒子状物質 (PM2.5)	100 (47/47)	100 (22/22)	100 (69/69)	100 (45/45)	100 (21/21)	100 (66/66)
光化学オキシダント (Ox)	0.0 (0/61)		0.0 (0/61)	0.0 (0/59)		0.0 (0/59)
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	100 (52/52)		100 (52/52)	100 (50/50)		100 (50/50)
一酸化炭素 (CO)	100 (3/3)	100 (14/14)	100 (17/17)	100 (3/3)	100 (15/15)	100 (18/18)

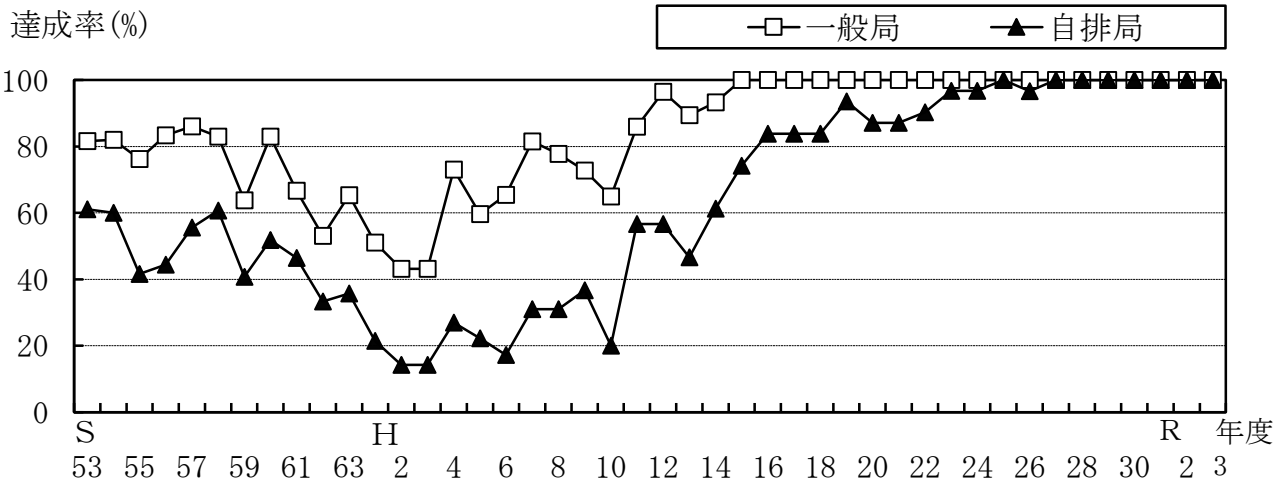


図1 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)に係る環境基準達成率の経年推移

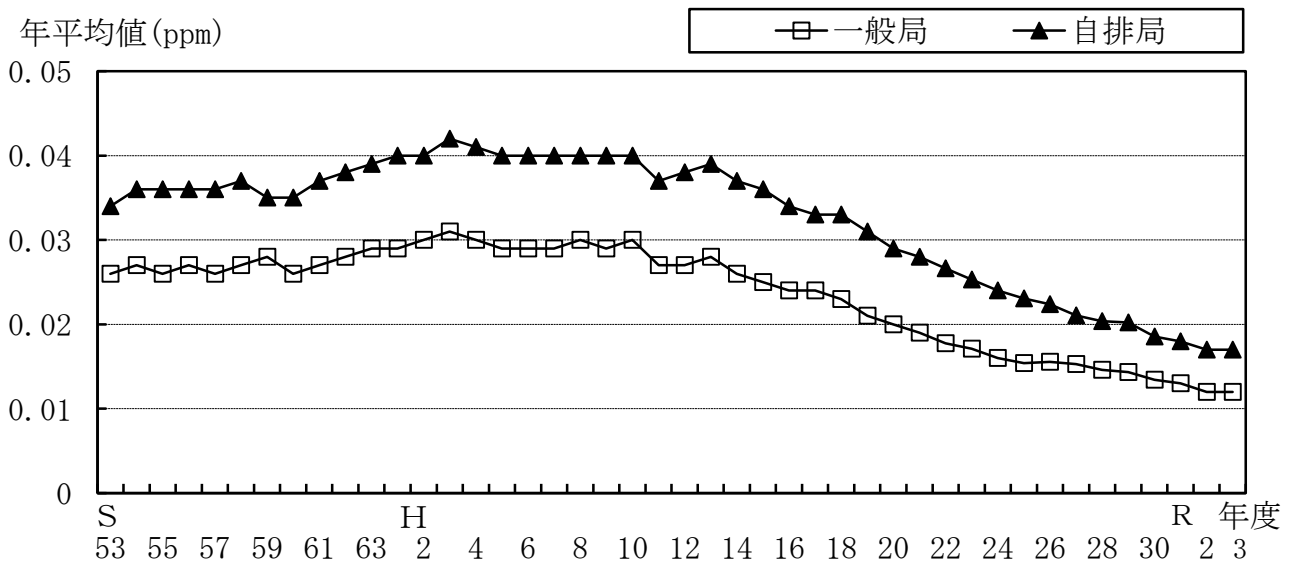


図2 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の年平均値の経年推移

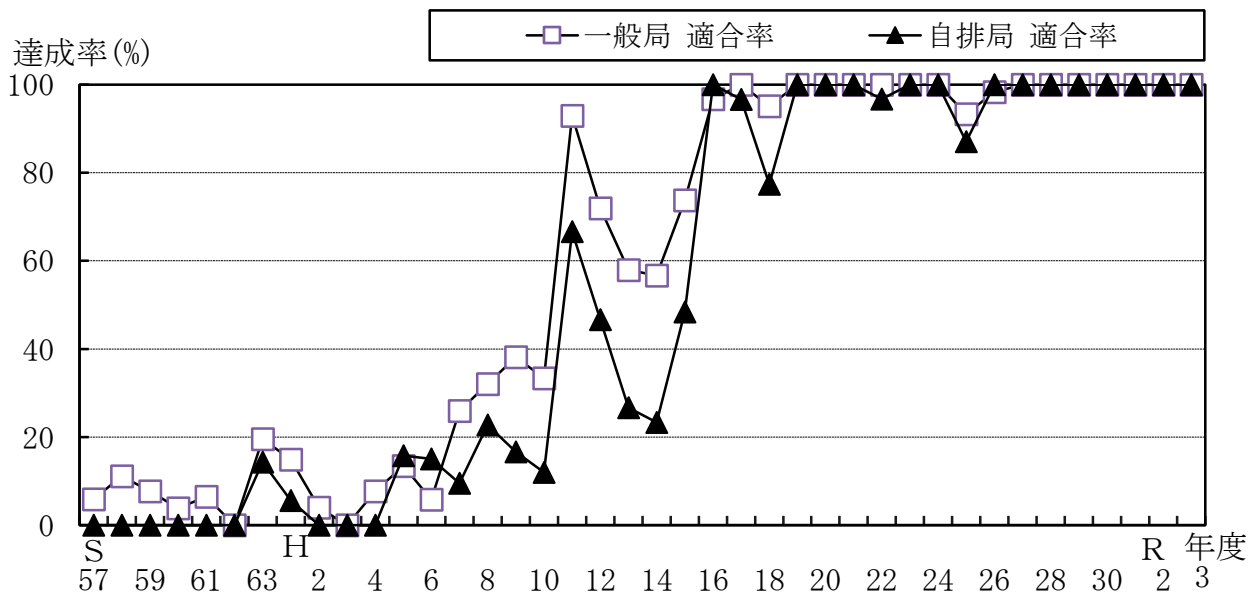


図3 浮遊粒子状物質 (SPM) に係る環境基準達成率の経年推移

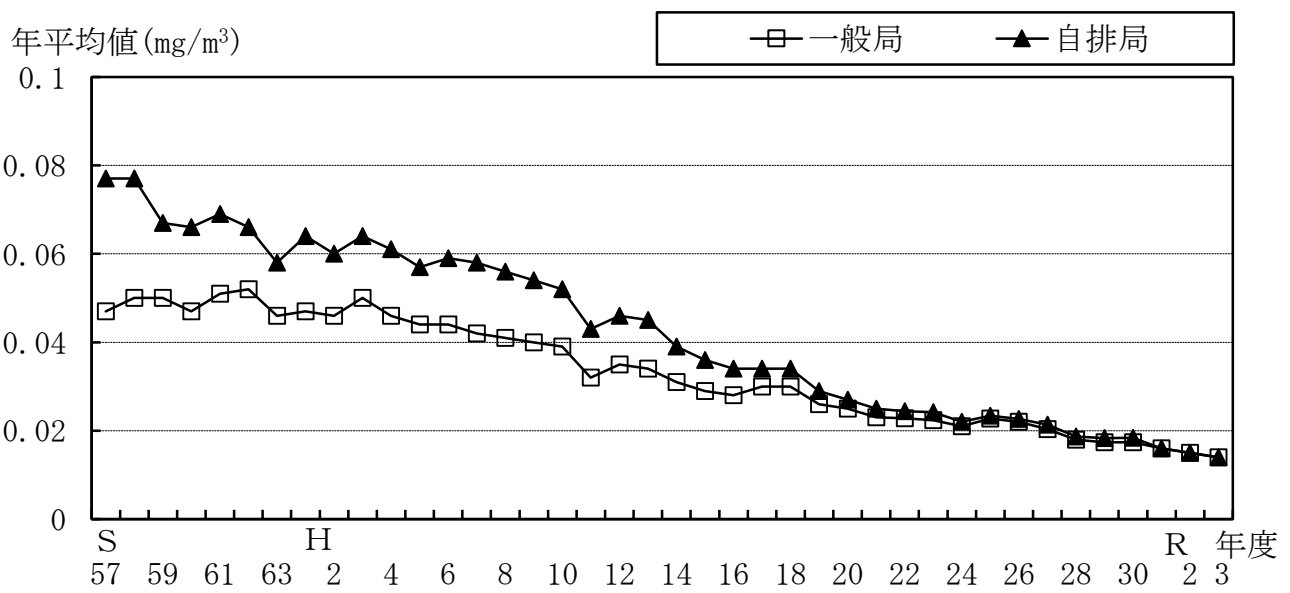


図4 浮遊粒子状物質 (SPM) の年平均値の経年推移

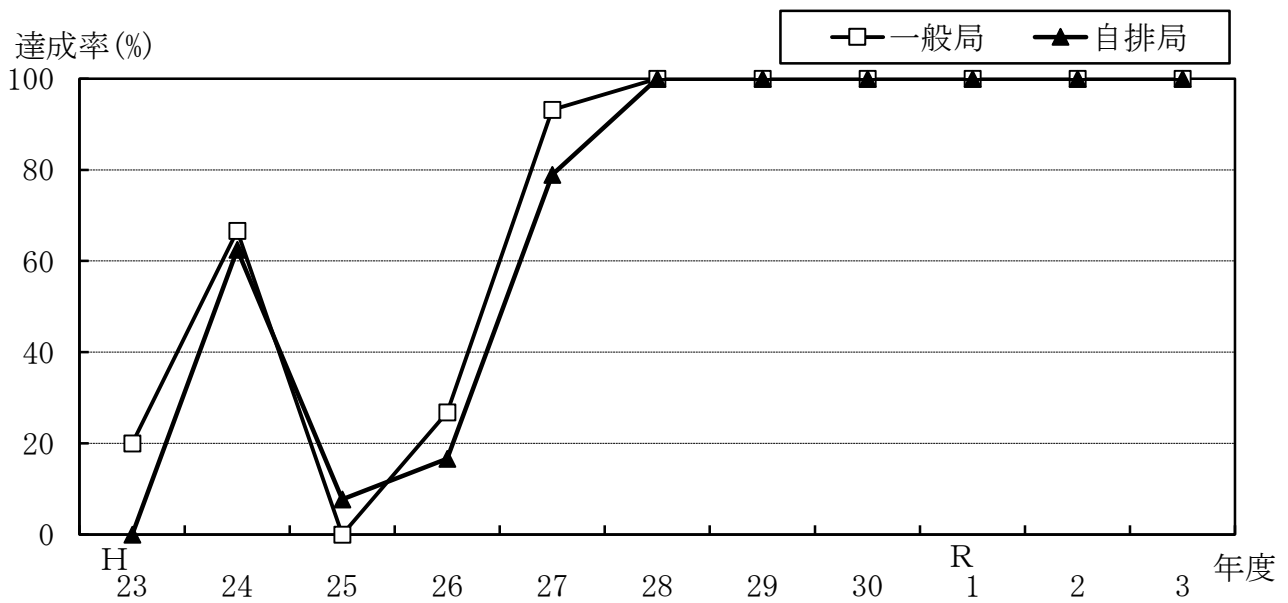


図5 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準達成率の経年推移

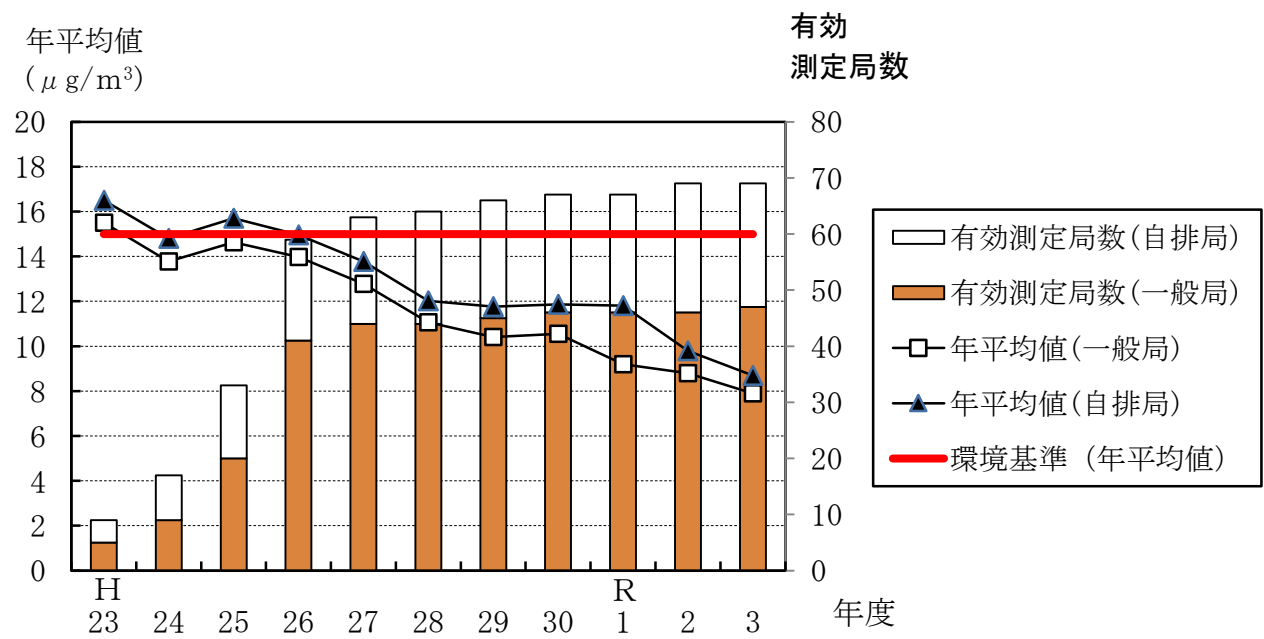


図6 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年推移



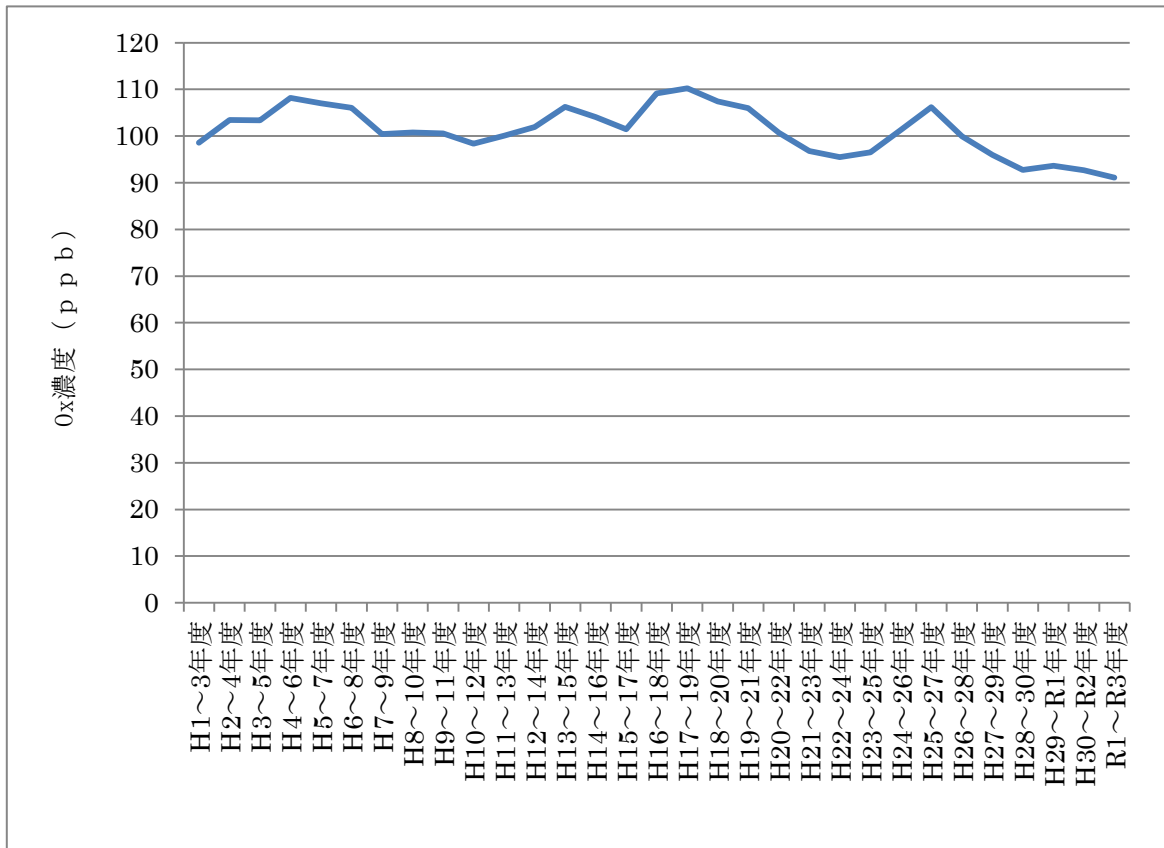


図7 光化学オキシダント濃度日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値の経年変化

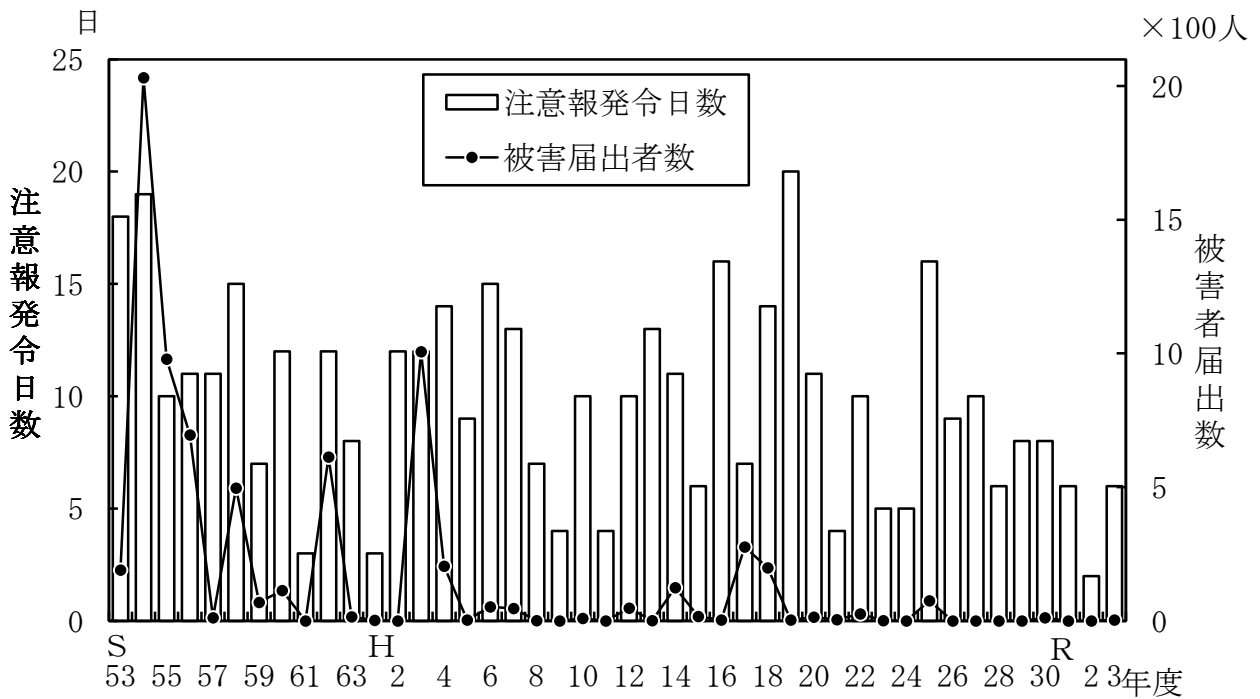
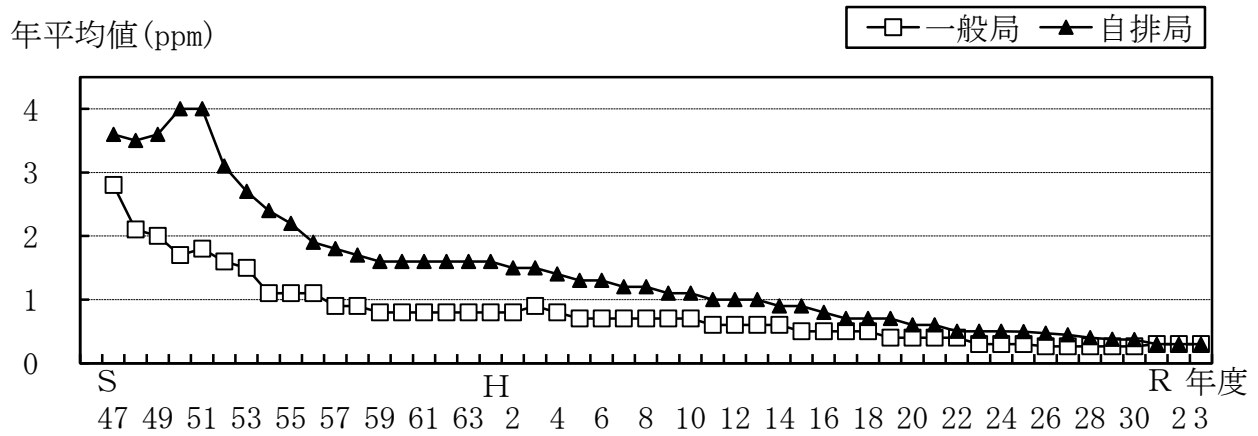
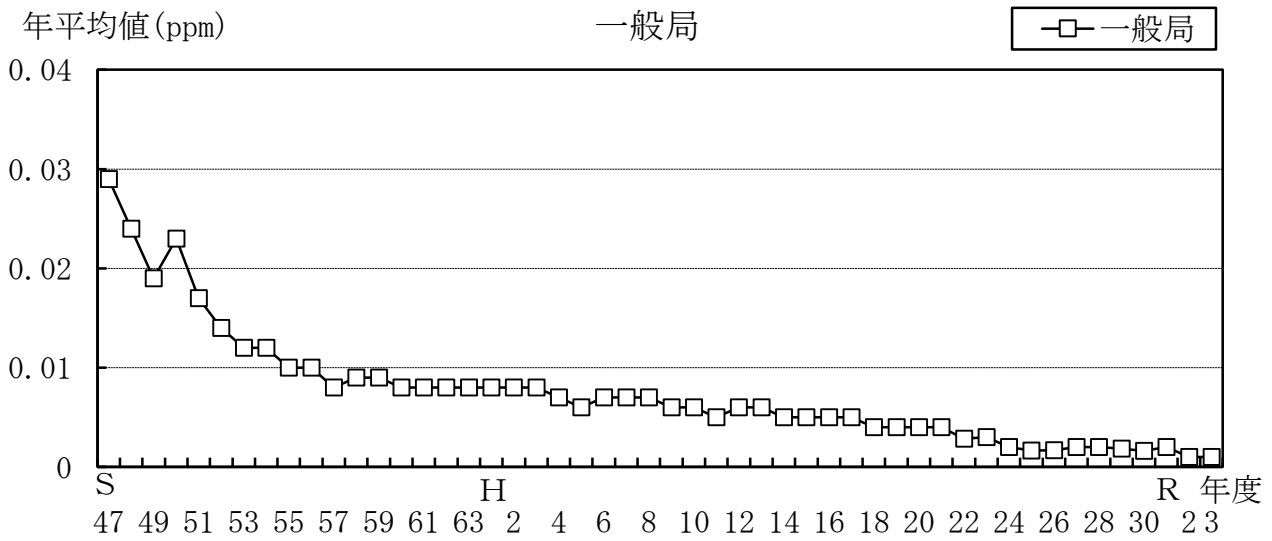


図8 光化学スモッグ注意報発令日数等の経年推移



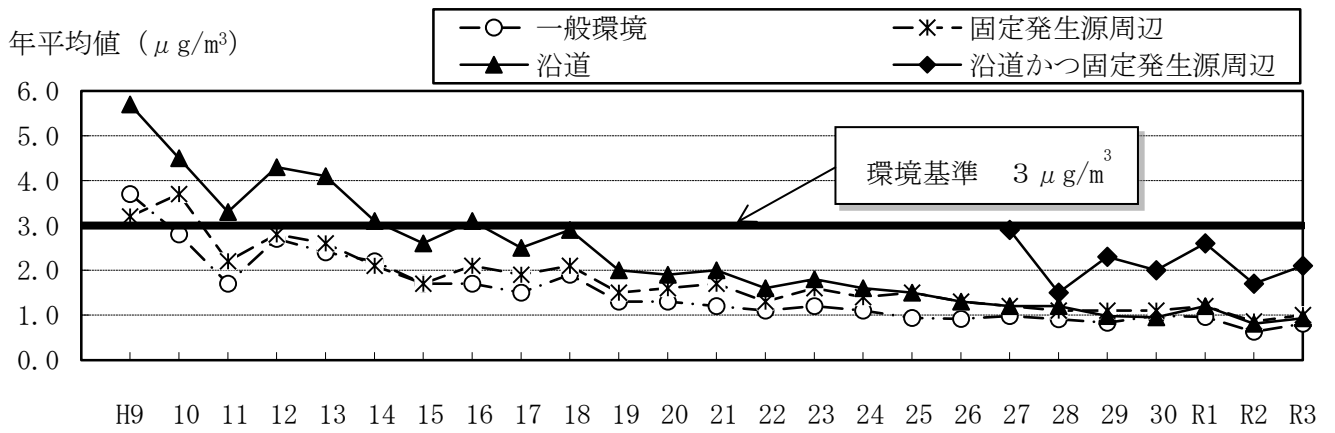


図11 ベンゼンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

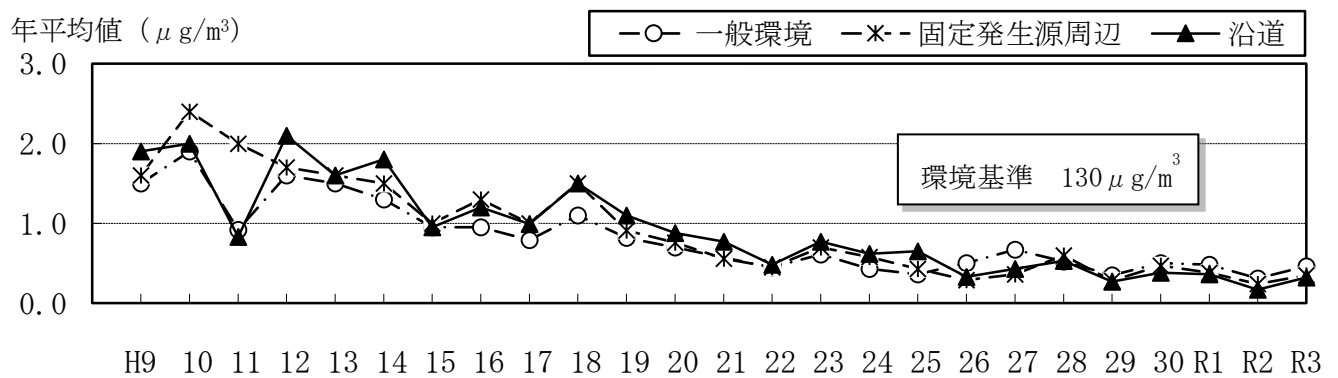


図12 トリクロロエチレンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

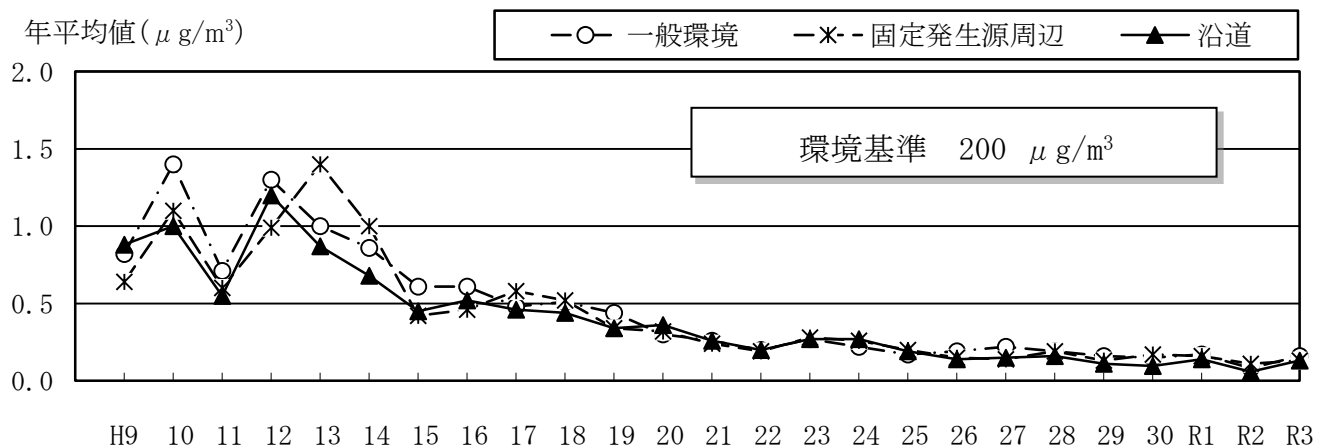


図13 テトラクロロエチレンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

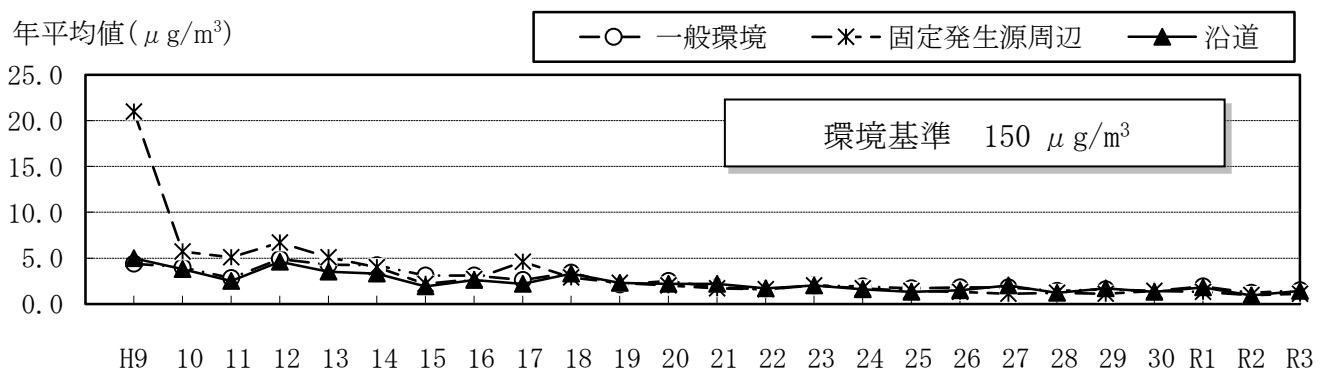


図14 ジクロロメタンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

## 【参考】

### 1 常時監視測定項目に係る環境基準

#### (1) 環境基準

項目	環境基準
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06 ppm 以下であること。
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値*が20 ppm 以下であること。

※ 0～8時、8～16時、16～24時までの各時間帯の平均値

#### (2) 評価方法

##### ○ 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

年間にわたる1日平均値のうち、測定値の低い方から数えて98%に相当するもの(年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

※例：365個(日)分の測定値がある場合は、低い方から数えて358番目の測定値を環境基準と比較

##### ○ 浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)及び一酸化炭素(CO)

長期基準に関する評価は、年間にわたる1日平均値のうち、測定値の高い方から数えて2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

##### ○ 微小粒子状物質(PM2.5)

長期基準に関する評価は、1年平均値について評価を行うものとし、短期基準に関する評価は、1日平均値の年間98パーセントイル値を日平均値の代表値として評価を行う。

長期基準及び短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した場合について、環境基準が達成されたと判断する。

##### ○ 光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)

昼間の1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

## 2 有害大気汚染物質等モニタリング調査項目に係る環境基準等

### (1) 環境基準

項 目	環 境 基 準
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> ( 3 µg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13 mg/m <sup>3</sup> ( 130 µg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> ( 200 µg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> ( 150 µg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。

### (2) 指針値\*

項 目	指 針 値
アクリロニトリル	1年平均値が 2 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が 120 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が 10 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が 94 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が 18 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が 1.6 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が 40 ng Hg/m <sup>3</sup> ( 0.04 µg Hg/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が 25 ng Ni/m <sup>3</sup> ( 0.025 µg Ni/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が 6 ng As/m <sup>3</sup> ( 0.006 µg As/m <sup>3</sup> ) 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が 2.5 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が 140 ng Mn/m <sup>3</sup> ( 0.14 µg Mn/m <sup>3</sup> ) 以下であること。

\* 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

### (3) その他物質の全国平均値 (令和2年度) \*

項 目	全国平均値	項 目	全国平均値
クロム及びその化合物	3.4 ng/m <sup>3</sup> ( 0.0034 µg/m <sup>3</sup> )	ベリリウム及びその化合物	0.018 ng/m <sup>3</sup> ( 0.000018 µg/m <sup>3</sup> )
酸化エチレン	0.066 µg/m <sup>3</sup>	ベンゾ[a]ピレン	0.15 ng/m <sup>3</sup> ( 0.00015 µg/m <sup>3</sup> )
トルエン	5.7 µg/m <sup>3</sup>	ホルムアルデヒド	2.3 µg/m <sup>3</sup>

\* 出典：環境省報道発表資料 (R4.3.28)

## 令和3年度水環境の状況について

県は、水質汚濁防止法に基づいて、国土交通省、同法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市と共同して、公共用水域及び地下水の水質の測定を行いました。

### 1 測定結果の概要

#### (1) 公共用水域水質測定結果

公共用水域については河川 45 水域 89 地点、湖沼 5 水域 19 地点、海域 13 水域 42 地点の合計 63 水域 150 地点で水質の測定を行いました。

##### ○ 健康項目<sup>注1)</sup>

- ・ 2 地点において砒素のみが火山地帯の自然的要因により環境基準を達成しませんでした。
- ・ その他の地点ではすべての項目が環境基準を達成しました。

##### ○ BOD又はCOD(生活環境項目<sup>注2)</sup>)

- ・ 生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODは、63 水域中 55 水域で環境基準を達成し、達成率は 87.3%でした。(表1)
- ・ 環境基準の達成率は近年ではほぼ横ばいの状況にありますが、長期的には改善傾向にあります。(図1)

##### ○ 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)(生活環境項目<sup>注2)</sup>)

- ・ 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は、47 水域すべてで環境基準を達成しました。(表2)

##### ○ 全窒素及び全リン(生活環境項目<sup>注2)</sup>)

- ・ 環境基準が設定されている相模湖及び津久井湖において、全窒素及び全リンの環境基準を達成しませんでした。(表3)
- ・ 東京湾において、全窒素及び全リンは4水域中すべてで環境基準を達成しました。(表3)

#### (2) 地下水質測定結果

地下水については定点調査<sup>注3)</sup> 77 地点、メッシュ調査<sup>注4)</sup> 108 地点、継続監視調査<sup>注5)</sup> 100 地点の合計 285 地点で水質の測定を行いました。

##### ○ 定点調査

- ・ 測定を行った環境基準項目<sup>注6)</sup>については、77 地点中 76 地点で環境基準を達成し、達成率は 98.7%でした。(表4)
- ・ 環境基準を達成しなかった1地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。

##### ○ メッシュ調査

- ・ 測定を行った環境基準項目については、108 地点中 106 地点で環境基準を達成し、達成率は、98.1%でした。(表5)
- ・ 環境基準を達成しなかった2地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。

##### ○ 継続監視調査

- ・ 前年度までの測定の結果、汚染が確認された100地点において、汚染物質の継続的な監視を行うための測定を行いました。

- ・ 測定を行った 100 地点中 51 地点で環境基準を達成しました。（表 6）

## 2 今後の取組み

### (1) 環境調査の実施及び県民等への情報提供

- 今後も水質汚濁防止法に基づき公共用水域及び地下水の測定を継続して実施し、県民等への情報提供を行います。

### (2) 公共用水域の保全対策

- 水質汚濁防止法及び県・市で定める条例<sup>注7)</sup>（以下「条例」という。）に基づく工場・事業場の規制、指導を行います。
- 生活排水対策として、下水道の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進などに取り組むことにより、河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図ります。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ、水質保全対策に努めます。
- 東京湾の水質保全については、COD、窒素、磷の総量削減計画を推進します。また、令和 3 年 12 月に底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型<sup>注8)</sup>の指定がなされたことを受け、国等の関係機関と協力しながら、環境基準点の設定等、環境基準評価に向けた検討を行っていきます。

### (3) 地下水の保全対策

- 水質汚濁防止法及び条例に基づく工場、事業場に対する規制、指導を行います。
- 汚染が確認されている地域については、継続的に水質を監視するとともに、汚染原因者が特定された場合は、水質汚濁防止法及び条例に基づき、対策を指導します。なお、土壤汚染対策法又は条例に基づき行われた土壤調査を契機に地下水汚染が判明した場合についても、同様に対策を指導します。
- 地下水を水源とする地域において、市町村が行う地下水浄化対策等の支援を行います。

---

注 1) 健康項目 : 人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 27 項目

注 2) 生活環境項目 : BOD、COD、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、全窒素及び全磷の他、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 12 項目

注 3) 定点調査 : 地下水の水質の経年変化を把握するため、地点を定め行う調査

注 4) メッシュ調査 : 県全域の地下水の汚染状況を把握するため、県内を 2 km メッシュに区切り、各メッシュ内に 1 つの井戸を選定し、その井戸の水質について行う調査。4 年間で 1 巡するよう、年次計画（平成 30～令和 3 年度）を策定し実施

注 5) 継続監視調査 : 前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点における継続的な監視のために行う調査

注 6) 環境基準項目 : 地下水の水質に関し、環境基準に定められている 28 項目

注 7) 条例 : 横浜市では「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、川崎市では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」、その他の地域では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が適用されます。

注 8) 水域類型 : 生活環境項目については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じて水域を区切った複数の類型ごとに基準が設けられています。各公共用水域に水域類型をあてはめる（指定する）ことにより、その水域の環境基準値が具体的に示されます。

【図表】

1 公共用水域

表1 BOD(COD)の環境基準の達成水域数の推移

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
河 川	水域数	36	36	45	45	45
	達成水域数	36	36	43	43	42
	達成率	100%	100%	95.6%	95.6%	93.3%
湖 沼	水域数	5	5	5	5	5
	達成水域数	4	3	4	4	4
	達成率	80.0%	60.0%	80.0%	80.0%	80.0%
海 域	水域数	13	13	13	13	13
	達成水域数	8	8	8	9	9
	達成率	61.5%	61.5%	61.5%	69.2%	69.2%
全水域	水域数	54	54	63	63	63
	達成水域数	48	47	55	56	55
	達成率	88.9%	87.0%	87.3%	88.9%	87.3%

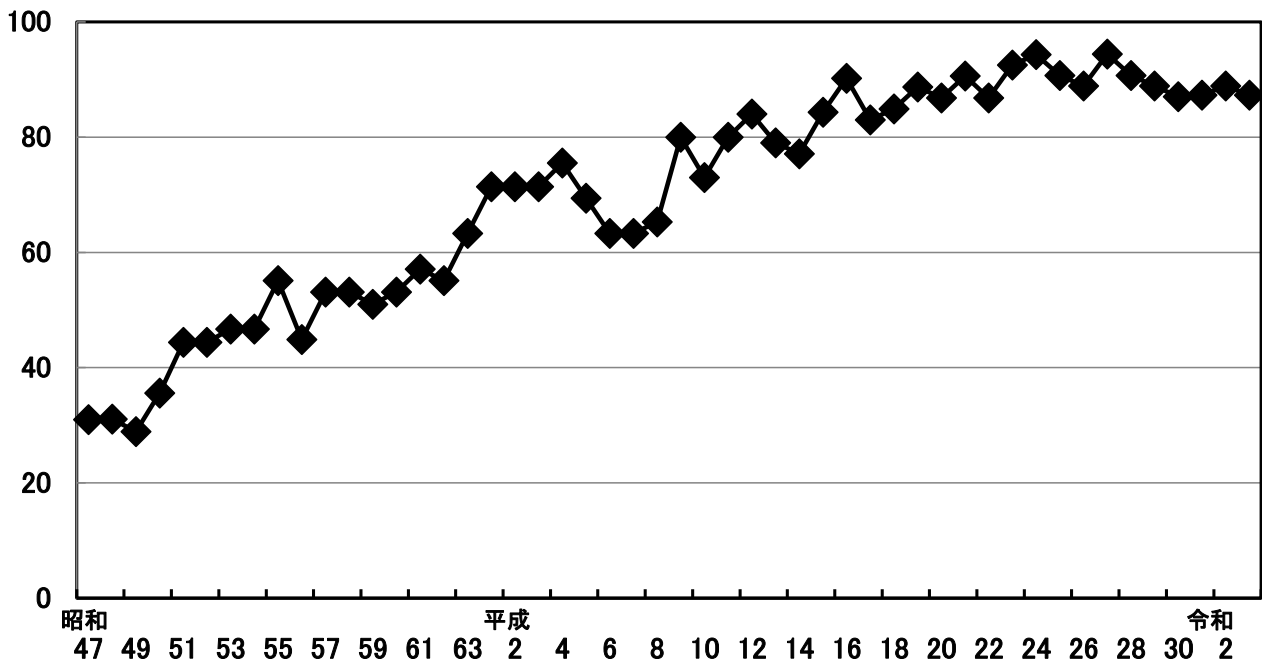


図1 BOD (COD)に係る環境基準達成率の経年推移 (全水域)



表2 全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの環境基準の達成状況

	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
河川	水域数	3	3	42	42	42
	達成水域数	3	3	42	42	42
	達成率	100%	100%	100%	100%	100%
湖沼	水域数	—	—	—	3	3
	達成水域数	—	—	—	3	3
	達成率	—	—	—	100%	100%
海域	水域数	2	2	2	2	2
	達成水域数	2	2	2	2	2
	達成率	100%	100%	100%	100%	100%
全水域	水域数	5	5	44	47	47
	達成水域数	5	5	44	47	47
	達成率	100%	100%	100%	100%	100%

表3 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

水域名	類型	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐
相模湖	湖沼Ⅱ	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△
津久井湖	湖沼Ⅱ	△	×	△	×	△	×	△	×	△	×
東京湾（ロ）	海域Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾（ハ）	海域Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾（ニ）	海域Ⅲ	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾（ホ）	海域Ⅱ	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○

注) ○：環境基準及び暫定目標\*のいずれも達成

△：環境基準は非達成であるが暫定目標は達成

×：環境基準及び暫定目標非達成

※ 暫定目標は、環境基準達成に向け段階的に達成するよう設定された値であり、相模湖、津久井湖の全窒素、全燐に設定されている

## 2 地下水

表4 定点調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	77	13	73	94.8	1	76	98.7
一般項目	5	77	-	-	-	0	77	100
全項目の集計	33	77	13	73	94.8	1	76	98.7

注1) 検出地点数は、1地点で複数項目検出された場合でも1地点として算定している。

注2) 達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す。

注3) 一般項目は、県が独自に定めた評価基準により評価している。

以上の注は表5及び6において同じ

表5 メッシュ調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	108	11	105	97.2	1	106	98.1
一般項目	5	108	-	-	-	0	108	100
全項目の集計	33	108	11	105	97.2	1	106	98.1

表6 継続監視調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数
環境基準項目	13	100	11	100	8	51
一般項目	5	100	-	-	0	100
全項目の集計	18	100	11	100	8	51

## 令和3年度化学物質調査の結果について

県、国並びにダイオキシン類対策特別措置法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は、ダイオキシン類の実態を把握する調査を行いました。

また、県は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づく排出量と有害性を考慮して選定した化学物質の実態を把握する調査を行いました。

### 1 調査結果の概要

#### (1) ダイオキシン類常時監視等の結果

##### ア 常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、常時監視を実施しました。

##### ○ 大気関係

- ・ 28 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。
- ・ 年平均値は、環境基準に比べて低いレベルで推移しています。（図1）

##### ○ 公共用水域（水質及び底質）関係

- ・ 水質は、河川、湖沼及び海域の 52 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。
- ・ 河川（水質）の年平均値は、環境基準に比べて低いレベルで推移しています。（図2）
- ・ 底質は、河川、湖沼及び海域の 31 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

##### ○ 土壌関係

- ・ 25 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

##### ○ 地下水関係

- ・ 23 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

##### イ 汚染状況確認調査

県は、過去の調査で、水質環境基準値を超えた地点及び水質環境基準値の 1/2 を超えた地点において、汚染状況を確認するための調査を引き続き実施しました。

##### ○ 目久尻川調査結果

- ・ 平成 12 年度の調査において、目久尻川宮山大橋の水質が環境基準値を超えたことから、周辺調査を行っています。
- ・ 令和3年度も目久尻川に流入する流入水（宮山）で調査したところ、環境基準値を下回っていました。

##### ○ 重点監視調査結果

- ・ 過去の調査で環境基準値の 1/2 を超えた目久尻川（河原橋）及び小出川（宮の下橋）の 2 地点で、季節変動や汚染の状況等を把握するための調査を行った結果、両地点で環境基準値を下回っていました。

## (2) 化学物質環境モニタリング調査の結果

### ○ 水域関係

- ・ ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C<sub>n</sub>=12～15)等8物質について、県内の10河川で水質調査、2河川で底質調査を実施した結果、評価基準値(水道水質基準値等)が設定されている物質については、**いずれも評価基準値を下回っていました。**

## 2 今後の取組み

### (1) 調査結果の県民等への情報提供

- ダイオキシン類常時監視等については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視のほか、過去に汚染のあった地域等について、汚染状況確認調査を継続して実施します。
- 化学物質環境モニタリング調査については、排出量と有害性等を考慮して選定した物質について、水域環境調査を実施します。
- これらの調査結果について、県民等へ分かりやすい情報提供に努めます。

### (2) ダイオキシン類及び化学物質対策

- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対する規制、指導を引き続き行います。
- 化学物質については、化管法及び県・市で定める条例<sup>注)</sup>に基づき、事業者が実施する化学物質の適正な管理、排出量の削減等の自主的な取組を促進します。

---

注) 横浜市では「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、川崎市では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」、その他の地域では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が適用されます。

【図表】

※ ダイオキシン類の調査結果は、毒性等量 (TEQ) (単位としては「-TEQ」) として表示しています。これは、各異性体の実測濃度に毒性等価係数 (TEF) を乗じ、それらを合計したものです。

濃度 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

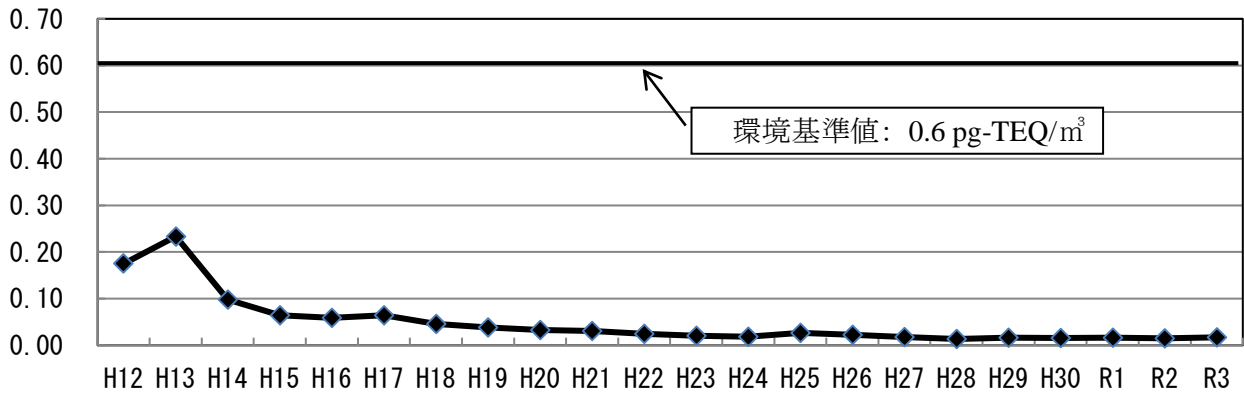


図1 大気関係の常時監視結果 (年平均値) の経年推移

濃度 (pg-TEQ/L)

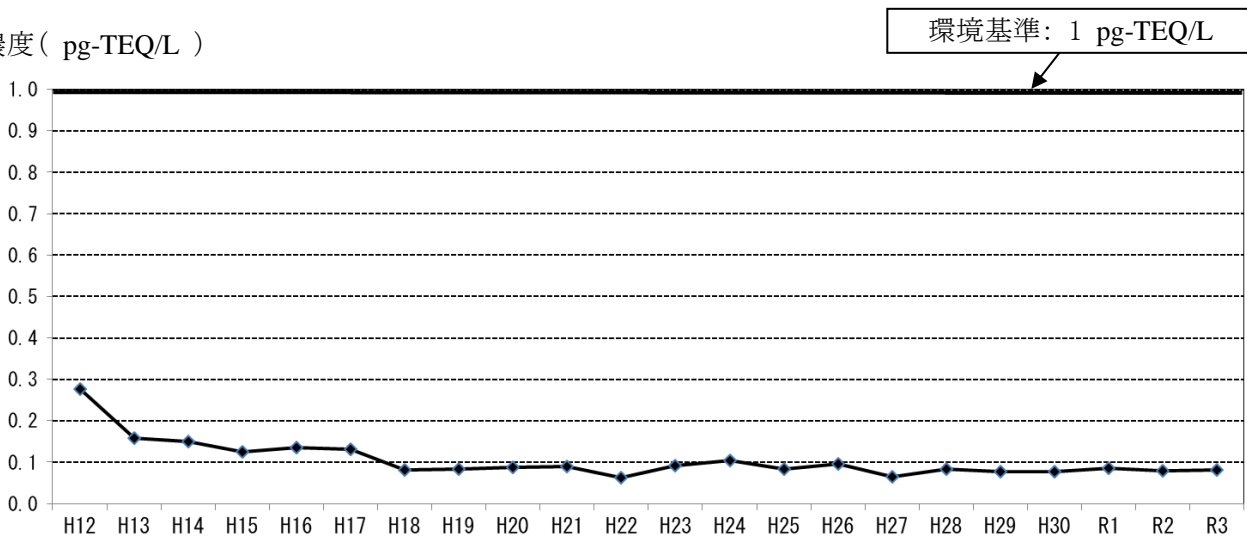


図2 河川 (水質) の環境基準点における調査結果の推移 (年平均値)